

市制施行70周年記念 ご当地ナンバープレートを交付します

新規登録、名義変更のほか、現行のナンバープレートから市制施行70周年記念ご当地ナンバープレートへの交換も可能です。

交付開始＝5月25日(土)8時30分

※交付開始日は、8時15分に市役所交流棟の入口を開け、12時まで交付業務を行います。

※8時30分に、交付窓口へ交付希望者が2人以上いる場合、抽選で受付順を決定します。抽選は、1人に対してナンバープレート1枚です。

対象車種＝原動機付自転車 総排気量50cc以下(白色)

交付枚数＝150枚

交付窓口＝税務課(市役所2階24番窓口)

手数料＝無料

申請に必要なもの＝本人確認書類(申請者の運転免許証、マイナンバーカード等)および下表の書類



申請の種類		必要書類等
販売店から購入		販売証明書
名義変更(譲渡)	廃車手続済み	再登録用の廃車証明書
	廃車手続まだ	旧所有者のナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証
市外から転入	廃車手続済み	再登録用の廃車証明書
	廃車手続まだ	転出元のナンバープレート、標識交付証明書
ナンバープレートの交換(1台につき1回限り)		現行のナンバープレート、標識交付証明書

※所有者本人または同じ住所の家族以外が手続きされる場合、名義変更(譲渡)を旧所有者が手続きされる場合は委任状も必要です。

※希望ナンバーの制度はありません。窓口で受付順に交付します。

問合せ＝税務課(内線281～283)

大和郡山市自転車用ヘルメット 購入費助成事業協力店の募集



自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗用中のけがを軽減させるため、自転車用ヘルメット購入費助成事業を実施するにあたり、事業協力店を募集します。

募集期間＝5月1日(水)受付開始

※5月20日(月)までに申請された場合に限り、7月1日号「つながり」の協力店一覧に掲載します。

登録資格＝市内に店舗があり、店名の看板等を掲示し、店頭にて自転車の販売を行う事業者(ただし、電子販売取引専門の事業者を除く。)

対象となるヘルメット＝新品の自転車用ヘルメットで、以下のいずれかの安全基準に関する認証等を受けたもの

- SGマーク**：一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証
- JCFマーク**：公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証
- CEマーク**：欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証
- GSマーク**：ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証
- CPSCマーク**：米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証

◆大和郡山市自転車用ヘルメット購入費助成事業

期間＝7月1日から受付開始(同日購入分から対象)

対象＝市民(マイナンバーカードや運転免許証、保険証などにより確認)

助成額＝ヘルメット1個につき2,000円

※ただし、購入金額が2,000円未満(消費税及び地方消費税を含む)の場合は、その購入金額。

※ヘルメットは新品の自転車用ヘルメットに限る。※1人につき1年度1個まで。

※ほかの自転車用ヘルメットの購入に対する同種の助成と併用不可。

問合せ＝交通防犯対策課(内線625)

昭和24年6月2日～昭和24年7月1日生まれの人へ：「今月下旬ごろに、」後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。(保険年金課医療係)